

こ 私 第 260 号
令和 7 年 6 月 27 日

各高等学校等就学支援金支給対象学校設置者 様

静岡県健康福祉部こども若者局私学振興課長

静岡県私立高等学校等奨学給付金の申請について（依頼）

日頃、本県私学行政の推進に御理解、御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、このことについて、下記のとおり申請を受け付けますので、貴校在学者の保護者等からの申請について取りまとめの上、御提出いただきますようお願いいたします。

また、令和 7 年 1 月以降において自己の責めによらない家計急変に至った方に対しても、下記期限まで随時で受け付けておりますので、併せて保護者等への周知をお願いいたします。

なお、周知不十分から受給資格があるにもかかわらず受給できなかったということがないよう、必要な世帯には制度周知が必ず行き届くように御配慮を願います。

また、保護者等が県外に在住する場合は、当該都道府県の制度が適用されますので、各都道府県のホームページ等を御確認ください（例年同様、他都道府県から本県に対し周知依頼があった場合は、メール等によりお知らせします）。

記

- 1 申請受付期限 通 常 分 令和 7 年 9 月 30 日（火）
家計急変分 令和 8 年 2 月 13 日（金） 県庁必着

保護者等から貴校への提出期限については任意で設定していただき、①支給要件を満たしているか、②必要書類が全て揃っているか等、申請内容を御確認の上、申請受付期限までに次の送付先まで提出してください。

（送付先）〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町 9 番 6 号

静岡県健康福祉部こども若者局私学振興課助成班

※郵送の際は、郵送物に個人情報が含まれていることから、紛失等を防ぐため、追跡可能な「特定記録郵便」等でお送りください。

2 申請方法

申請書等を取りまとめの上、要領様式 1 及び様式 2「静岡県私立高等学校等奨学給付金代理請求一覧表」を添えて提出してください。

なお、奨学給付金は受給回数上限を超えて受給できませんので、確認のため、**要領様式 2 の「受給回数」欄に、受給回数（他の高等学校等における受給分及び今回申請分を含む。）の記載をお願いします。**

提出の際は、「提出時チェックリスト」により確認の上、チェックリストを添えて県に提出してください。

3 その他

申請書等の様式は、静岡県公式ホームページからダウンロード可能です。

○静岡県私立高等学校等奨学のための給付金

<https://www.pref.shizuoka.jp/kodomokyoiku/school/1002738/1054891.html>

担 当 助 成 班
電話番号 054-221-2065